

「ぼっぼ通りの歩行者専用通路と自転車専用通路の区分について」とのご意見について
回答いたします。

令和4年12月28日 掲示

ぼっぼ通りは、昭和58年度から昭和62年度にかけ、歩行者と自転車が安心して利用できるよう歩行者自転車専用道路とし整備した道路で、歩行者と自転車の通行帯を分離していますが、一部区間においては同一で通行できる区間があります。

歩行者と自転車の通路幅は、歩行者がすれ違える幅として2.0m（人ひとりが歩くのに必要な幅75cmに25cmの余裕を見込んだもの）、自転車がすれ違える幅として2.5m（自転車1台が走るのに必要な幅1.0mに25cmの余裕を見込んだもの）を確保することで、歩行者と自転車がより安全に通行できるよう整備を行い、長年に渡り、皆様にご利用いただいております。

標識の撤去や時間での区分変更は、既にご利用いただいている皆様に混乱を招く恐れがあるため、現状のままでの利用といたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【回答に関する問い合わせ先】

建設水道部 道路課 維持係 TEL：0287（23）8717

令和4年12月28日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700